

「産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）」、「産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令（案）」
及び「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）」の概要について

経 済 産 業 政 策 局
生活維持物品役務需要減等対策室

1. 趣旨

令和 8 年 5 月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 29 号）」の一部施行に伴い、（１）産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令、（２）産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令及び（３）経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を定めようとするところ、上記の省令の案について意見募集を行うもの。

2. 概要

（１）産業競争力強化法第百四十条の二第三項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更を定める省令（案）

- 改正後の産業競争力強化法（以下「法」という。）第 140 条の 2 第 3 項ただし書の経済産業省令・農林水産省令・国土交通省令で定める軽微な変更は、同条第 1 項に規定する実施指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

（２）産業競争力強化法による株式会社への組織変更に関する省令（案）

- 組織変更の際しての計算に関し必要な事項
 - 法第 140 条の 19 に規定する主務省令で定める組織変更の際しての計算に関し必要な事項は、以下に定めるところによるものとする。
 - 認定労働者協同組合が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできないものとする。
- 認定労働者協同組合が組織変更をする場合の、組織変更後株式会社の「資本金の額」、「資本準備金の額」、「その他資本剰余金の額」、「利益剰余金の

額」及び「その他利益剰余金の額」について定めるものとする。

- 電磁的記録
 - ・ 法第 140 条の 22 第 1 項に規定する主務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
- 電磁的記録に記録された事項を表示する方法
 - ・ 法第 140 条の 22 第 2 項第 3 号に規定する主務省令で定める方法は、同条第 1 項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示するものとする。
- 電磁的方法
 - ・ 法第 140 条の 22 第 2 項第 4 号に規定する電磁的方法であって組織変更後株式会社の定めるものは、次に掲げるものとする。
 - A) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a) 又は b) に掲げるもの
 - a) 組織変更後株式会社の使用に係る電子計算機と請求をした者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - b) 組織変更後株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - B) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 - ・ 上記に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならないものとする。

(3) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令（案）

- 純資産の額が一定の額以上であることその他の要件
 - ・ 法第 140 条の 3 第 4 項第 1 号ニの経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - A) 法第 140 条の 3 第 1 項の認定の申請の日（法第 140 条の 4 第 1 項の変更の認定の申請の日を含む。以下「認定申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表（以下単に「貸借対照表」

という。) 上の純資産の額が零を超えること。

- B) 貸借対照表上の社債及び借入金の合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十以内であること。

3. 施行日

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

以 上